

諮問番号：諮問第 23 号

答申番号：答申第 23 号

答申書

第 1 審査会の結論

春日市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 63 条の規定に基づく保護費の返還決定処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第 2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消しを求める。

- (1) 処分庁は、審査請求人に平成 27 年 11 月分から平成 28 年 5 月分までの障害年金（以下「障害年金遡及金」という。）の返還を求めるのであれば、平成 28 年 8 月 15 日の障害年金支給日の前日まで、少なくとも、同年 7 月 12 日から同年 8 月 14 日までの 34 日間は保護費を支給すべきか、34 日分に該当する障害年金を収入認定から控除すべきである。
- (2) 法第 63 条の規定により、被保護者が返還義務を負うのは、あくまで「受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額」であって、支給した保護金品全額ではない。
- (3) 本件は、審査請求人が自己の自立更生のために障害年金遡及金を使用したもので、その部分の返還は免除されるべきである。
- (4) 本件処分は、収入認定の金額、自立更生のための必要不可欠な支出を十分調査したとはいえ、返還額決定に際し調査義務違反があったといえる。本来であれば、処分庁の職員は審査請求人の具体的な事情や生活などに十分配慮、調査して返還額を決定すべきであるところ、障害年金遡及金が出たことのみを捉えて収入認定した上、一旦平成 28 年 7 月 12 日付けで 980,079 円の保護費の返還決定処分（以下「当初処分」という。）を行った上で、それを取り消し、減額されたとはいえ、審査請求

人の現状を調査することもなく、新たに約 770,000 円の返還を決定した本件処分を行ったことは、十分な調査義務を果たしたとはいえ、この点からも本件処分は取り消されるべきである。

(5) 以上、本件処分は違法な判断に基づく決定であるから、252,407 円を返還すべきとの裁決を求めるものである。

2 審査庁の主張の要旨

本件処分は適法かつ妥当であり、審査請求人の主張には理由がないため、本件審査請求は棄却されるべきである。

第3 審理員意見書の要旨

本件審査請求の争点は、本件処分が、法令及び法定受託事務の処理基準として示されている国からの通知に沿って適正に行われたかという点にある。

1 法第 63 条に規定する資力の有無、費用返還義務及び返還対象額について

(1) 審査請求人は、平成 28 年 6 月 2 日付けで厚生労働大臣から平成 27 年 11 月を支払開始年月とする年金証書を受け取っており、遡及した年金収入に係る資力の発生時点は、本件の場合は、平成 27 年 11 月 1 日ということになる。

そして、平成 28 年 7 月に審査請求人に対して支給された障害年金遡及金 989,289 円は、平成 27 年 11 月分から平成 28 年 5 月分までの間の年金額の合計であり、この期間は、審査請求人が保護を受給していた期間であることが認められる。

よって、審査請求人は法第 63 条に規定する「資力があるにもかかわらず、保護を受けた」場合に該当することから、処分庁が審査請求人に係る障害年金遡及金 989,289 円について、法第 63 条に規定する資力があるとして費用返還義務の対象としたことに、違法又は不当な点は認められない。

2 返還額の決定について

(1) 中型バイク代及びヘルメット代について

自宅と広島県福山市の自動車教習所の間を一往復するために、中型バイク及びヘルメットを購入することは、社会通念上容認される程度とは認められない。

また、平成 29 年 3 月 28 日付け反論書において、審査請求人が就職先まで往復する交通手段として中型バイクは必要不可欠であると主張している。

しかし、平成 28 年 7 月の中型バイク購入時においては、中型バイクが必要との申出はなく、「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成 24 年 7 月 23 日社援保発 0723 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「課長通知」という。）で控除が認められる「事前に相談があった場合」に該当しない。また、事前相談ができなかったやむを得ない理由も認められない。

したがって、中型バイク及びヘルメットの購入費用は、課長通知 1 の(2)の(ア)の③「真にやむを得ない理由により控除を認める場合」には該当しないと認められる。

(2) 畳の張替代、引越費用及び生活費について

審査請求人は、本件審査請求において、畳の張替代 84,240 円、引越費用 20,000 円及び生活費 95,000 円についても返還額から控除すべきであると主張している。

しかし、これらの支出については、本件処分時までに事前相談があったとは認められない。また、事前相談ができなかったやむを得ない理由も認められない。加えて、これらの支出が当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであることの具体的な主張もないことから、当該費用は課長通知 1 の(2)の(ア)の③「真にやむを得ない理由により控除を認める場合」に該当しないと認められる。

3 返還額決定に当たっての調査の実施について

審査請求人は、本件処分は収入認定の金額、自立更生のための必要不可欠な支出を十分調査したとはいえず、返還額決定に際し調査義務違反があったと主張している。

処分庁は、返還額の決定に当たって審査請求人に対し要望等の聞き取りを行う機会を複数回設けたものの、審査請求人から回答がなかったこともあり、当初処分時には、結果的に自立更生に必要な費用の認定はなされていない。しかし、その後、処分庁は当初処分に対する審査請求書において主張があったものについては事前相談があったものと判断し、返還額からの控除を検討し、本件処分において一部を返還額から控除することを認めている。

したがって、処分庁は、本件処分においては、返還額を決定するに当たっての必要な調査検討を行ったと認められ、審査請求人の主張を採用することはできない。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、処分庁は少なくとも、審査請求人に対する保護が終了した日の翌日の平成 28 年 7 月 12 日から同年 8 月 14 日までの 34 日間は、生活保護費を支給するか、

34日分に該当する年金を収入認定から控除すべきであり、具体的には160,170円を収入認定から除外すべきであると主張している。

しかしながら、本件処分は、審査請求人が平成28年7月に受給した平成27年11月分から平成28年5月分までの受給資格の年金が対象であること、審査請求人が平成28年8月15日に受給した障害年金282,654円について、処分庁は元々法第63条の規定に基づく返還の対象とはしていないことから、「収入認定から除外すべき」との主張を採用することはできない。

以上のことから、処分庁が法第63条の規定に基づき行った返還額の決定に違法又は不当な点は認められない。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないため、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、本件審査請求は理由がないため、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

平成29年5月23日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同年7月11日、同月25日、同年8月22日及び同年9月19日の審査会にて調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

審査請求人は、処分庁は、審査請求人に障害年金遡及金の返還を求めるのであれば、平成28年8月15日の障害年金支給日の前日まで、少なくとも、同年7月12日から同年8月14日までの34日間は保護費を支給すべきか、34日分に該当する障害年金を収入認定から控除すべきであること等を理由に、本件処分の取消しを求める主張をしている。

法に基づく生活保護の実施に係る事務は法定受託事務であるため、本件審査請求の争点は、本件処分が、法令及び法定受託事務の処理基準として示されている国からの通知に沿って適正に行われたかという点にある。

法第63条に規定する資力の有無、費用返還義務及び返還対象額について、審査請求人が平成28年7月に受領した障害年金遡及金989,289円は、受給資格が審査請求人の保護受給期間中のものであり、処分庁が、法第63条にいう「資力があるにもかかわらず

ず、保護を受けたとき」に該当するとして、審査請求人に対し保護費の返還を求めたものである。このことは、法令並びに次官通知及び局長通知に沿ったものであり、違法又は不当な点は認められない。

次に、返還額の決定について、審査請求人は中型バイク及びヘルメットの購入費用並びにたたみの張替代、引越費用及び生活費を控除すべきであると主張しているが、これらの費用は課長通知1の(2)の(ア)の③「真にやむを得ない理由により控除を認める場合」には該当しないと認められる。

また、返還額決定に当たっての調査の実施について、処分庁は、返還額の決定に当たって審査請求人に対し要望等の聞取りを行う機会を複数回設けたものの、審査請求人から回答がなかったこともあり、当初処分時においては、結果的に自立更生に必要な費用の認定はなされていない。しかし、その後処分庁は当初処分に対する審査請求書において主張があったものについては事前相談があったものと判断し、返還額からの控除を検討し、本件処分において一部を返還額から控除することを認めている。

したがって、処分庁は、本件処分においては、返還額を決定するに当たっての必要な調査検討を行ったと認められ、審査請求人の主張を採用することはできない。

なお、処分庁が自立更生費として認定したもののうち、審査請求人が提出した資料及び当審査会の調査から、認定に疑義のあるものが認められたが、行政不服審査法第48条において、審査庁は、審査請求人の不利益に処分を変更することはできないとされているので、この点は考慮しないこととする。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないというべきである。

福岡県行政不服審査会第2部会

会長 木 佐 茂 男

委員 倉 員 央 幸

委員 藤 本 美佐子